

## 法学部

---

### 教育研究上の目的

本学部は、社会に対する深い洞察に根ざした、調和ある社会の形成と社会正義の実現に取り組む人材の育成を目的とする。

### 教育目標

本学の教育目標及び本学部の教育研究上の目的等を踏まえ、法学部では、紛争の予防又は解決の手段である法制度の設計や運用の一翼を担う人材の育成を最終目標とします。

2015年、国連総会で全会一致をもって採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」(Sustainable Development Goals, 略称SDGs)は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、世界中の国々・地域、そして全ての利害関係者に行動を呼びかけるものです。本学部の教育が提供するものは、人が社会を構成し活動していく上でのルールや制度に関わる、法学および政治学的知見であり、それらは、SDGsの達成に向けて積極的に取り組む人材育成にも寄与します。

本学部は、豊かな教養と国際感覚、法学・政治学についての入門から応用に至る知識の獲得を目指した教育を通じて、多様な価値観が交錯し、複雑性を増す現代社会において、法的なものの考え方を生かして活躍できる、有為な社会人(市民)を育成することを教育目標として定めます。

### ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

本学部のカリキュラムにおいて、所定の卒業要件単位を修得した者は、次に掲げる能力ないし資質を身に付けていると判断し、学位が授与されます。

1. 自立した良識ある市民としての判断力と実践力
  - (1) 法の原理や政治の基本的仕組みを理解し、法的にものを考えられること。
  - (2) 自らの考えを説得的に伝え、他者との建設的な議論ができること。
2. 国際的感性とコミュニケーション能力
  - (1) 幅広い教養と外国語能力に裏打ちされた国際的感覚を身に付けていること。
3. 時代の課題と社会の要請に応えた専門的知識と技能
  - (1) 社会の動きに絶えず関心を持ち、鋭敏な問題意識を醸成すること。
  - (2) 先端・展開的な領域における法や政治・行政の機能と運用を理解していること。

### カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本学部では、社会に対する深い洞察に根ざした、調和ある社会の形成と社会正義の実現に取り組む人材を育成するため、以下に示した方針で教育課程を編成しています。

1. 教育課程の編成・実施
  - (1) 入門科目から先端・応用展開科目まで、法的・政治的知識や法的・政治的なものの考え方を、順を追って体系的に身に付けることができるように4年間のカリキュラムを編成しています。
  - (2) 日本の法や政治を複眼的な視野から検討し、諸外国の法と政治についての知識や理解を深められるように、法学・政治学英語科目や諸外国の法と政治に関する科目を配置しています。
  - (3) 幅広い教養と国際的感覚を培うとともに必要かつ十分な基礎学力を身に付けることができるように、全学共通の教養教育及び外国語教育と法学部の導入教育等を配置しています。
  - (4) 社会的ニーズや将来の進路を考えながら学ぶことができるよう、講義で学んだ知識を生かしながら社会における実務上の問題に取り組む科目を配置しているほか、特に法律学科にはコース制を設けています。

## 2. 教育の方法と評価

- (1) 教育課程の実施にあたっては、双方向型授業の充実に努めます。また、初年次から4年次にいたるまで多数配置されている、少人数制の演習科目及びゼミナールでは、学生に自ら調べ、発表し、議論をさせる機会を提供しています。
- (2) 単位制度の実質化を図るため、成績評価の方法及び基準を明確化し、成績評価を厳格化しています。

## アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）

### 1. 大学教育によって培う能力

- (1) 本学部は、社会に対する深い洞察力を持ち、紛争の予防又は解決の手段としての法制度の設計とその運用の基礎的能力を備え、調和ある社会の形成と社会正義の実現に積極的に取り組む人材を育成します。

### 2. 本学部の求める入学者

- (1) 法学部での学修に必要な基礎学力を十分に備えている人
- (2) 向学心が強く、自主的・創造的に学ぶ姿勢を有している人
- (3) 政治・経済・社会問題や国際問題と法との関わりに強い関心を持っている人
- (4) 課外活動やボランティア等を通じ社会への貢献を積極的に行っている人
- (5) 自らの将来像や進路について深く考え、勉学への明確な目的意識を持っている人

### 3. 高校までの能力に対する評価（選抜方法）

- (1) 一般入試、給費生試験、大学入学共通テスト利用入試では、法学部での学修に必要な基礎学力を、高等学校での学習の達成度をもとに判断します。
- (2) 学校推薦型選抜として指定校制推薦入試、総合型選抜として公募制自己推薦入試があります。指定校制推薦入試では、勉学意欲に富み、指定校の学校長から推薦された人に対し、面接により選考を行います。公募制自己推薦入試では、法学部における勉学に深い関係を持つ社会的活動に携わり、その実績が顕著な人に対し、小論文、面接等により選考を行います。